

# 兵庫県 県政改革方針 令和8年度 実施計画（案）

令和8年2月

兵庫県

1 行政施策	(1) 事務事業	6 バス対策費補助
		予算(うち一般財源) 96百万円(48百万円)

① 見直しの視点

身近な公共交通機関であるバス事業については、基本的には市町が主体となつて行う事業である。一方、広域行政を担う県は地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対する支援を実施してきている。この観点からすると、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合を見直し

② 見直し内容(改善の方向性)

以下のとおり、県と市町の負担割合を見直し

区分	運行支援(国庫協調)	運行支援(県単)	車両購入(国庫協調)
現行	現市町域間 県:市=2:1 旧市町域間 県:市=1:2	同左	県:市=2:1
見直し後	現市町域間 県:市=1:1 旧市町域間 県:市=1:2	同左	県:市=1:1
考え方	<p>○現市町域間 国庫協調補助に市町負担を求めることとしたH23の見直しから10年以上が経過し、制度の定着が図られたことから、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し</p> <p>○旧市町域間 国制度において旧市町域間への支援が継続していること、これまでの行革見直しにより県:市町=1:2となっていることから、現行の負担割合を継続</p>		<p>現行の負担割合が、運行支援と同様であることから、運行支援の見直しに準ずる</p>

【見直し実施時期等】

- ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ、国がR4~R7の補助要件を緩和(輸送量要件について新型コロナウイルスの影響がないH30実績で判定するなどの特例を設定)していたため、R4~R7は現行どおり実施(本県も同様の要件緩和を実施)
- ・国がR9をもって要件緩和を終了する方針を示したことから、R8から支援を行う他分野・地域間連携の市町実証実験の効果も踏まえつつ、R10以降の県支援のあり方を引き続き検討
- ・県では、国の政策動向や時流を踏まえ、県民の移動手段の確保に向けた市町への新たな支援を先行実施
  - R6: バス運転手人材確保支援事業等
  - R7: 生活交通ネットワーク再編等実証実験事業  
路線再編に取り組む系統に対する補助要件(輸送量要件)の特例設定
  - R8: 地域公共交通リ・デザイン推進事業(他分野・地域間連携の市町実証実験への支援)等

【工程表(R8~R10)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R8年度	R9年度	R10年度
○県と市町の負担割合の見直し		→	→
		<u>R10以降の県支援のあり方を検討</u>	<u>検討結果を踏まえ、実施</u>

## 国庫補助(地域公共交通確保維持改善事業費補助金) 幹線系統に係るコロナ特例の取扱い(R8～)

### ■ 補助要件

要件① 「1日当たり輸送量見込み」(2年前実績をもとに算定)が15人以上であること

要件② 2～4年前の3年間のうち2ヶ年連続で「1日当たり輸送量実績」が15人を下回っていないこと

### ■ コロナ特例

1日当たり輸送量について、R2～5年度はコロナ禍の影響を受けていたとして扱う(下表の赤字部分)こととし、当該期間が要件①または②に該当していなくても差し支えないものとする



例えば、R8年度の補助適用に関して、要件①については「R6実績の1日当たり輸送量見込みが15人以上である」必要があるが、要件②については「R5～R6またはR4～R5の2ヶ年連続で15人を下回っていた」としても対象外とはしない

		要件①に係る部分		
事業年度		2年前	3年前	4年前
要件①②に関し、コロナ特例あり	令和3年度 (R2.10～R3.9)	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	令和4年度 (R3.10～R4.9)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	令和5年度 (R4.10～R5.9)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	令和6年度 (R5.10～R6.9)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	令和7年度 (R6.10～R7.9)	令和5年度	令和4年度	令和3年度
要件②に関し、コロナ特例あり	令和8年度 (R7.10～R8.9)	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	令和9年度 (R8.10～R9.9)	令和7年度	令和6年度	令和5年度
令和10年度 (R9.10～R10.9)		令和8年度	令和7年度	令和6年度

要件②に係る部分

コロナ特例が完全に廃止されるのはR10年度の補助適用から